

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（平成14年6月金融庁総務企画局）

改 正 案	現 行
<p>このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「<u>金融商品取引法施行令第14条の11第2項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成16年金融庁告示第34号）</u>」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項（<u>制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等</u>）を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。</p> <p>A 基本ガイドライン</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（受付時間）</p> <p>1-2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の午前9時00分から午後5時15分までであることに留意する。</p> <p>2 <u>電子開示システム届出関係</u></p> <p>（<u>電子開示システム届出書の提出方法</u>）</p> <p>2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム届出書を提出しようとする届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（日本工業規格A4版の用紙1枚を折りたたんだ状態で郵送することができる大きさのもので、当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。）<u>1枚を提出するものとする。</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>2-2 電子手続府令第2条第4項の規定により電子開示システム届出書に添付する書類は、電子開示システム届出書の提出日以前3月以内に取得したものに限り、ことに留意する。</p>	<p>このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「<u>証券取引法施行令第14条の11第2項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成16年金融庁告示第34号）</u>」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。</p> <p>A 基本ガイドライン</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（受付時間）</p> <p>1-2 <u>電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の午前9時00分から午後5時15分までであることに留意する。</u></p> <p>2 <u>登録届出関係</u></p> <p>（<u>電子開示システム登録届出書の提出方法</u>）</p> <p>2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム登録届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム登録届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム登録届出書を提出しようとする登録届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する登録届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（日本工業規格A4版の用紙1枚を折りたたんだ状態で郵送することができる大きさのもので、当該登録届出者の宛先を記載し、当該登録届出者が料金を負担するものに限る。）<u>2枚を同時に提出するものとする。</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>2-2 電子手続府令第2条第6項の規定により電子開示システム登録届出書に添付する書類は、電子開示システム登録届出書の提出日以前3月以内に取得したものに限り、ことに留意する。</p>

(電子開示システム届出書を提出した場合の取扱い)

2-3 政令第14条の10第2項ただし書の規定により、電子開示手続に係る電子開示システム届出書を提出した者が任意電子開示手続を行おうとする場合には、当該任意電子開示手続に係る電子開示システム届出書の提出を要しないことに留意する。任意電子開示手続に係る電子開示システム届出書を提出した者が電子開示手続を行おうとする場合も同様とする。

B 個別ガイドライン（操作説明書）

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET概要書

(削る)

書類提出操作ガイド 各種

提出書類ファイル仕様書

(削る)

(削る)

企業別タクソノミ作成ガイドライン

報告書インスタンス作成ガイドライン

勘定科目の取扱いに関するガイドライン

(電子開示システム登録届出書を提出した場合の取扱い)

2-3 政令第14条の10第2項ただし書の規定により、電子開示手続に係る電子開示システム登録届出書を提出した者が任意電子開示手続を行おうとする場合には、当該任意電子開示手続に係る電子開示システム登録届出書の提出を要しないことに留意する。任意電子開示手続に係る電子開示システム登録届出書を提出した者が電子開示手続を行おうとする場合も同様とする。

B 個別ガイドライン（操作説明書）

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET概要書

提出者登録届出関係操作ガイド 各種

書類提出関係操作ガイド 各種

提出書類ファイル仕様書 各種

EDINETメール操作ガイド 各種

書類閲覧関係操作ガイド 各種

(新設)

(新設)

(新設)